

1 核兵器禁止条約の批准を国に申し入れることについて

今年、広島、長崎の被爆から75年を迎えました。新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大したことにより、5月予定の原水禁世界大会 in ニューヨークや毎年、芝公園からスタートしていた平和行進も中止。8月の原水禁世界大会 in 広島はオンラインによる大会が行われ、私も視聴しました。

2017年に国連で採択された核兵器禁止条約は、8月6日にアイルランド、ナイジェリア、ニウエ、9日にセントクリストファ・ネイビスが批准、批准国は44カ国になり、条約発効まで6カ国と迫っています。被爆者の方達をはじめ、世界の運動と世論が条約発効を推し進める大きな力になっています。

しかし残念ながら、唯一の戦争被爆国である、日本政府は核兵器禁止条約に後ろ向きです。

被爆者の平均年齢は83歳を超え、「自分たちが生きている間に核兵器をなくしてほしい」「原爆で苦しむのは自分たちで最後にしてほしい」という思いを受け止め、日本政府に核兵器禁止条約を批准するよう働きかけるべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

ただいまの共産党議員団を代表しての熊田(くまだ)ちづ子議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、核兵器禁止条約の批准を国に申し入れることについてのお尋ねです。

区は、平和都市宣言をした自治体として、平成22年4月から、世界の都市が加盟する平和首長会議に加盟しております。

平和首長会議の国内加盟都市会議は、平成29年8月、平成30年11月、令和元年11月に日本政府に対し、核兵器禁止条約の締結を繰り返し要請しております。

引き続き、平和首長会議に加盟する都市と連携し、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現を訴えてまいります。

【再質問】

核兵器禁止条約の発効まであと6カ国に迫っており、条約は近いうちに発効さ

れることになる。国民の世論と一緒に、自治体のトップとして、平和都市宣言を行っている区長として、国に批准をするよう働きかけてもらいたい。

《区長答弁要旨》

平和首長会議に加盟している区として、また平和都市宣言をした自治体として、核兵器の廃絶、世界の恒久平和を願う立場として、引き続き平和首長会議に加盟する都市と連携して取り組んでいく。

2 新型コロナウイルス感染症から区民の命を守ることについて

コロナ感染症が急拡大し、深刻な事態が続いています。全国一斉休校、アベノマスク、「GO TO トラベル」など政府の対応も混乱と不安を招きました。

港区の感染者数は8日時点で1,071人に達しており、いつ感染するか、自分が知らない間に感染させるのではないかとの住民の不安は続いています。

自粛などによって、区内の飲食店やカラオケ店などあらゆる事業所に大きな影響が出ています。いつまで営業を続けられるかわからないといった不安が広がっています。一日も早い収束と日常を取り戻すことを願っています。

日本共産党は7月28日に安倍首相に対し、コロナ感染症拡大を抑えるためにPCR検査の拡大などを求める緊急申し入れを行いました。コロナ対策の最も重要な点は、感染ケースの4割を占める無症状感染者からの感染をいかに防ぐかです。緊急事態制限で、あらゆる社会活動を再び止めてしまうことはなんとしても避けなければなりません。そのためにも

- ①感染震源地（エピセンター）を明確にし、その地域の住民や事業所の在勤者の全体に対して、網羅的大規模なPCR検査を実施すること。
- ②東京都では、新規感染者数とともに、検査数、陽性率を何らかの形で明らかにしている自治体は、新宿区や中野区、千代田区、世田谷区など14区市にとどまっています。港区としても新規感染者数とともに、検査数、陽性率など感染状況を公表すること。
- ③港区でも、保育園や介護事業所などでの感染が広がっており、関係者に不安が広がっています。医療機関や介護施設、福祉施設、保育園、幼稚園、学校など感染リスクの高い施設に勤務する職員などへの定期的なPCR等検査を行うこと。

④特養ホームなどの入所施設は、高齢者や障害者など感染リスクがたかい施設です。新規に施設に入所する方のPCR検査を行い、感染拡大を防ぐことが重要です。特養ホーム等の施設に新規に入所する方のPCR検査を区の責任で行うこと。

(目黒区1件あたり30,000円、千代田区、目黒区実施)

4点について答弁を求めます。

【区長答弁】

まず、感染震源地を明確にし網羅的大規模なPCR検査を実施することについてです。

区では、感染者が発生した場合、濃厚接触者など検査が必要な方を選定し、迅速かつ適正にPCR検査を実施しております。

クラスターが発生しやすい施設等の場所において感染者が発生した場合には、積極的疫学調査を行い感染の拡大防止対策を実施しております。

地域において網羅的大規模なPCR検査は予定しておりませんが、今後も個々の感染状況に応じた適切な対応に努めてまいります。

次に、感染状況の情報を公表することについてのお尋ねです。

区では、毎日、感染者数を公表するとともに、毎週火曜日には、週ごとの感染者数、年齢階級別・性別感染者数累計、さらに感染原因や経路などの区内の感染動向について公表しております。

PCR検査数、検査陽性率の公表については、区内に800を超える医療機関や検査機関があり、検査数を正確に把握することができないことから、区の実態を示すことは困難と考えております。

今後も引き続き、区ホームページや広報みなど、ツイッター等で、区民の方々に役に立つ必要な情報をわかりやすく発信してまいります。

次に、感染リスクの高い施設の職員への定期的なPCR検査の実施についてのお尋ねです。

区は、手洗いや3密の回避など、日頃の基本的な感染症対策の徹底に加え、感染予防を促す動画の制作や研修の実施など、各施設での予防対策を推進してまいりました。

子どもは、感染した場合の重症化や感染を拡大させる可能性が低いとされている一方、高齢者や基礎疾患のある方は特に重症化するリスクが高いとされており

ます。

区は、これまでの予防対策を一層推進するとともに、高齢者や障害者施設等においては、各施設が主体的に実施するPCR検査の費用を助成するなど、効果的な支援策を検討してまいります。

次に、特別養護老人ホーム等の施設に新規に入所する方のPCR検査を区の責任で行うことについてのお尋ねです。

区は、特に重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患のある方の健康を守るため、高齢者施設等に入所する際、施設がPCR検査を求めた方の検査費用を区が助成するなど、経済的な負担軽減につながる支援策を検討してまいります。

《再質問》

特別養護老人ホーム等の施設に新規に入所する方のPCR検査を区の責任で行うことについて

《質問要旨》

今後、検討をしていくということだが、高齢者施設、障害者施設に入所する方が感染した場合、重症化し命にかかわる危険性がある。新規に入所する方のPCR検査について、早期に具体化し実施してもらいたい。

《区長答弁要旨》

各施設の実情なども把握し、専門家の知見なども得て、適切な方法について早期に実施する方向で、検討しているところである。

3 熱中症予防対策について

今年にはコロナ感染症拡大で、外出自粛が求められ、自宅で過ごすことが増えました。7月は雨の日が多く、8月に入ってから酷暑が続き、連日のように防災無線から、「こまめな水分摂取とエアコンの利用を」勧める注意喚起がされました。

8月の23区の熱中症死は195人と過去最多です。うち184人が屋内で発見され、その内の165人がエアコンがないか、あっても使用していなかったことがわかっています。(東京新聞9月8日)

昨年の3定でも、エアコンのない生活保護利用世帯にもエアコン購入費用を認めることと荒川区が実施している生活保護世帯に準じる高齢者世帯等への購入費

用助成を求めましたが、生活保護利用世帯への独自助成はしない。各いきいきプラザ等に夕涼みコーナを設置するなど熱中症予防に努めている。購入などの相談には社会福祉協議会が行っている生活福祉資金の案内を行っているとの冷たい答弁でした。災害級といわれる暑さの中、エアコンがあれば救える命です。命を守るためにもエアコンは必需品です。

- ①エアコンがない、若しくはエアコンが壊れて使えない生活保護利用世帯へ、エアコン設置費助成を区として行うこと。
- ②国に対してエアコン助成の対象拡大を働きかけること。
- ③生活保護利用世帯に準じる高齢者世帯等へのエアコン設置費用助成を区として行うこと。

答弁をもとめます。

【区長答弁】

次に、熱中症予防対策についてのお尋ねです。

まず、生活保護世帯へのエアコン設置助成についてです。

区は、平成26年度から、東京都を通じ国に対し、保護の実施要領等の改正とともにエアコンの設置助成に関する意見を提出し、平成30年4月以降、熱中症予防対策が必要とされる新規の生活保護世帯には、エアコン購入費用等の支給ができるようになりました。これまで、22件の設置助成を行っております。

エアコンの購入費用や買い替え費用の支給対象となっていない生活保護世帯につきましては、港区社会福祉協議会で行っている生活福祉資金の利用をご案内するなど、引き続き、生活保護受給者からの相談について丁寧に対応してまいります。

次に、生活保護世帯への設置助成に対する国への要望についてのお尋ねです。

区は、引き続き、国の支給対象となっていない、平成30年3月以前から継続して生活保護を受給している世帯のエアコンの購入費用や、故障したエアコンの修理費用について、生活保護費での支給を認めるよう東京都を通じ、国へ要望してまいります。

次に、高齢者世帯等へのエアコン設置費用の助成についてのお尋ねです。

区では、高齢者世帯等への熱中症対策として、民生委員・児童委員やふれあい相談員等による電話や訪問の際に、熱中症の危険性やエアコンの効果的な使用について丁寧に説明しております。

近年の厳しい暑さや新型コロナウイルス感染症により外出を控える高齢者が多くなることを想定し、高齢者世帯のうち、生活保護世帯を含む低所得世帯に対するエアコン設置費用の助成について検討してまいります。

《再質問》

高齢者世帯等へのエアコン設置費用の助成について

《質問要旨》

助成について検討するとのことだが、昨年、社会福祉協議会に7月に申請した際、実際についたのは8月の末で猛暑が終わる頃だった。来年はすぐにでも設置できるように進めてもらい、暑い夏をエアコンがある状態で迎えられるようにしてもらいたい。

《区長答弁要旨》

社会福祉協議会で行っている生活福祉資金のご利用案内等については、適切な時期に知っていただき、利用につながるよう今後も配慮していく。設置費用の助成については、高齢者世帯のうち生活保護世帯を含む低所得世帯へのエアコン設置費用の助成について、現在検討しているところである。来年の夏までに間に合わせる事ができるよう、実施に向けて検討していく。

4 インフルエンザの予防接種の対象拡大について

秋から冬にかけてインフルエンザの流行時期を迎えます。インフルエンザも新型コロナウイルス感染症も同じような症状のため、医療機関が今以上に大変な状況になると予測されており、今年はインフルエンザが流行する前から、予防接種を受けるように勧められています。

千葉市は8月21日にインフルエンザの予防接種費用助成拡大を発表。

多くの市民が予防接種を受けることで発熱患者を減らし、医療機関の負担軽減を図るために全市民を助成対象にするとのこと。

これまでインフルエンザの予防接種助成の対象年齢を拡大するよう求めてきましたが、今年は、コロナ感染症との関係でも、インフルエンザの予防接種が求められます。

区民の命と医療機関の負担を軽減するためにも、現在対象になっていない 18

歳から 64 歳までの区民を対象にインフルエンザの予防接種費用助成を行うこと。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、インフルエンザの予防接種の対象拡大についてのお尋ねです。

国の厚生科学審議会は、高齢者及び乳児から小学校低学年までの小児を新型コロナウイルス感染症の流行下における優先的な接種対象者としています。

区で行っているインフルエンザ予防接種費用助成対象は、この小学校低学年までの小児を含めた中学 3 年生まで、そして、高齢者を対象にしておるところから、対象拡大は予定しておりませんが、広く区民の方に対して、新型コロナウイルス感染症流行下におけるインフルエンザ予防接種の効果や重要性について、周知啓発を進めてまいります。

5 リーブラのセンター長の交代について

リーブラは 2019 年 4 月から、新たに（株）明日葉が指定管理者になりました。

リーブラは今年 40 周年という節目の年でもあります。毎年リーブラの大きな行事であるリーブラフェスタ 2020 はコロナ感染症の拡大によって、初めて開催が延期されることになり、実行委員会はオンライン会議で開催日の延期や講演者の日程調整等々大変混乱をしていた時期でもあります。そうした状況下で 6 月に突然センター長が交代、利用者の多くは大変戸惑っています。

新センター長は 2020 年 5 月入社したばかりで、採用されてわずか 1 カ月でセンター長に就任したことになります。

明日葉は指定管理事業者になった 2019 年 4 月から 2020 年 3 月までの 1 年間で退職者 8 名、移動者 3 名と、20 名中 11 名が変わっています。（2019 年 4 月の職員数 20 名）

指定管理を受けたばかりで、わずか 1 年でこれだけの職員の退職や移動は異常です。

利用者からは「職員の入替わりが激しい」、「やっと顔を覚えたのにいなくなっている」「自分の担当の仕事でないとわかりませんと言われる。」「職場内で仕事の内容が共有されていないのでは」といった声が寄せられています。

センター長が 1 年で交代したことに対する利用者への説明がなく、ある人は人

づてに、ある団体にはメールで退職のあいさつがあったとのこと。

有志が8月4日に、区に説明を求める申し入れを文書で行い2回目の説明会が9月3日に行われました。

これからリーブラにとっては、40周年記念行事、リーブラフェスタ2020など、大きな行事を成功させなければなりません。事業者とリーブラ利用者団体、区民が力を合わせなければ成功させることはできません。リーブラが婦人会館といわれていたころから活動されてきた方が「これまではリーブラ職員に敬意を持ってきました」との言葉は重く受け止めなければなりません。一日も早い信頼関係の構築が必要です

- ①センター長は指定期間中、責任をもって運営に当たるべきです。わずか1年でセンター長が交代した理由について納得いく説明を求めます。
- ②1年の間、多くの職員がやめています。指定管理制度の問題点の一つが明らかになっています。区の施設で働く職員が安心して働けるよう区としてもっと踏み込んだ指導すべきです。
- ③利用者の方たちは今回勇気をもって区に改善を求めています。指定管理事業者任せにせず、区として事業の運営に積極的にかかわり、問題点の早期発見、問題点の改善を行うこと。
答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、男女平等参画センターの管理運営についてのお尋ねです。

まず、施設長の交代と利用者への説明についてです。

本年6月1日に、前任の施設長が会社の部長職との兼任から会社の部長職の専任となり、リーブラには新たに専任の施設長を配置する人事異動がありました。

新任の施設長は、民間企業等での実績やキャリアコンサルタントの資格を有するなど、区の男女平等参画行動計画の実現に向けて、適任者を配置したと聞いております。

この間の経緯や施設長の交代について、不安に思われている利用者の皆様には、今後も安心してご利用いただけるよう、引き続き丁寧に説明してまいります。

次に、指定管理者への指導についてのお尋ねです。

区は、指定管理者制度を導入している施設について、導入の2年目に社会保険労務士による労働環境モニタリングを行っております。リーブラにおいても今年

度実施しており、今後、出された結果に基づき、必要に応じて指導してまいります。

また、毎月の指定管理者との定例会議で、職員の人員体制についても、報告を受け、状況の把握に努めております。

こうした取組を通して、区は、リーブラの職員が安心して働けるよう、指定管理者に対し、適切に指導、助言を行ってまいります。

次に、事業運営の改善についてのお尋ねです。

男女平等参画センターでは、月に1回開催する男女平等参画センター運営協議会において、利用者、指定管理者及び区が協議を行い、円滑な運営を図るとともに、利用者の意向を各種事業に反映させております。

また、年に2回開催している利用者懇談会や利用者が気軽に意見を言えるようリーブラポストを設置し、ご意見等を伺っております。

今後とも、このような仕組みをより一層活用し、区が指定管理者と連携して、運営上の課題等を早期に把握し、改善につなげてまいります。

6 介護費用の上乗せをやめさせることについて

厚生労働省は新型コロナウイルス感染症拡大による減収対策として介護保険のデイサービスやショートステイ事業者に対し介護報酬の上乗せを認める「特例処置」を通知しました。

事業者が利用者から事前の同意を得ることを条件に提供サービス時間より2段階高い介護報酬を月4回まで算定できることとなります。特例措置を算定すると利用者は受けていない時間分の利用料を払うこととなります。関係者からも撤回を求める声が上がっています。

港区のデイサービスでも27施設中18施設、ショートステイは12施設中10施設で「特例処置」を算定しており、利用者に負担を上乗せしています。

長野県飯田市は利用者の負担増なく介護事業者を支援するために「特例措置」を算定しない事業者に介護報酬の上乗せ額に相当する補助金を交付することを決定したと報道されました。デイサービスとショートステイ87事業所を対象に7月から来年3月分のサービス提供分が対象です。

コロナによって介護事業者は利用者が減り収入が減少しています。介護事業所の減収分については利用者に負担を押し付けるやり方ではなく、公費負担すべきです。

- ①国に対して改善を求めること。
- ②港区としても「特例措置」の算定をやめさせ、減収している介護事業所に対し独自の補助を行うこと。
- ③上乗せ分を負担した区民に対し、上乗せ分を助成（還付）すること答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、介護報酬の上乗せについてのお尋ねです。

まず、国に対して改善を求めることについてです。

この制度は、新型コロナウイルス感染症拡大による介護事業所の減収対策として、介護事業所は、利用者からの同意が得られた場合に介護報酬の上乗せが認められるものです。

この制度の運用は全国一律であり、国に対して改善を求めることは考えておりませんが、介護事業所に対して、この制度の趣旨を利用者に丁寧に説明するよう、引き続き指導してまいります。

次に、減収している介護事業所への区独自の助成についてのお尋ねです。

この制度の運用は全国一律であり、区独自に助成することは考えておりませんが、区は、介護事業所への支援策として、令和2年6月から減収となった介護事業所に対して、月額50万円を上限に区独自の家賃助成を行うことで、介護事業所の運営を支援しております。

次に、区民に対しての助成についてのお尋ねです。

この制度は国の制度であり、介護サービスの利用は、介護事業者と利用者との同意による契約に基づくものです。

そのため、利用者の上乗せ分を区が助成することは考えておりませんが、制度の趣旨を利用者に周知するとともに、利用者から制度に関する相談を受けた際には、丁寧に説明してまいります。

7 私立認可保育園の指導のあり方について

待機児解消のため私立の認可保育園が増えています。2020年4月1日現在で区立保育園は20園（うち5園は指定管理）、認定子ども園1園、港区保育室13園、私立保育園53園、小規模保育事業所12園、事業所内保育施設1園と区立園以外が79%。保育定員でも64.7%を区立園以外が担っています。

私立園の職員の方から、メールで「残業は30分からしかつけられない」「人手不足で仕事が間に合わず、休憩が30分しかとれなかった。それでも1時間とったことにするよう言われた。」など労働問題についての相談が寄せられました。

園長や保育士が安心して働ける環境をつくるのが、安定した保育につながります。

昨年（2019年）の第2回定例会でも園長不在を取り上げ、具体的な対応を求めました。区長は「定期的な訪問や巡回指導、現場職員の声を受ける仕組みなど、日頃から状況を把握し、区が責任をもって保育現場の安定と子どもと保護者の安全・安心の確保につとめる」と答弁しています。

私立園が増える中で、株式会社経営の保育園も増えています。私立園で園長や保育士が安心して働ける環境でなければ、継続して働くことはできません。子どもの保育にも影響を与えることになります。

来年度は、東京都が行っている私立園の認可権や認可外保育施設などの立ち入り検査なども区の事務として移管予定です。現状は区立保育園の園長経験者など3人で指導検査や訪問指導、巡回指導に当たっています。今後の仕事量が増えることを考えると不十分です。

- ① 巡回指導に当たる職員を増やすこと。
- ② 私立園の指導について、保育士が長く働けるよう労働条件、労働環境、処遇についても指導を行うこと。
- ③ 私立園の労働者が安心して相談できる体制を区に作ること。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、私立認可保育園の指導のあり方についてのお尋ねです。

まず、巡回指導に当たる職員の増員についてです。

区では、現在、区立保育園の園長経験等を有する保育士3名が、区内の私立認可保育園等を定期的に訪問し、指導や助言を行っております。

来年4月の児童相談所設置に伴い、認可外保育施設の立入調査権限などが東京都から移管されることから、業務量の増加に応じた保育施設への指導体制を整える必要があります。

全ての保育施設に適切かつ十分な巡回指導が行き届くよう、適正な人員配置を行ってまいります。

次に、労働条件、労働環境等に対する指導についてのお尋ねです。

区は、児童福祉法などに基づく指導検査の際に、保育の内容だけでなく、職員の処遇や労働条件についても指導しております。

また、必要に応じて、運営事業者への指導を行い、私立認可保育園における適正な労働環境等の確保に努めております。

児童相談所の設置に伴う権限拡充により、保育を取り巻く環境の向上のために区が果たす役割は、更に大きくなります。

今後も、保育士が安心して働き続けられるよう、職員の処遇や労働環境の改善に積極的に取り組んでまいります。

次に、相談体制の構築についてのお尋ねです。

区は、これまでも、区立保育園の園長経験者等による巡回指導の際にヒアリングや助言をするとともに、窓口等に寄せられた相談に丁寧に応じるなど、私立認可保育園の職員との信頼関係を築き、様々な相談に対応してまいりました。

今後は、児童相談所の設置による事務の移管に伴う区の人員体制の拡充と併せて、運営事業者に対する指導を強化するとともに、私立認可保育園の職員がより気軽に相談できる体制を整えてまいります。

8 私立認可保育園の安定した運営について

待機児解消のために、区は園庭の無い認可保育園をたくさん作りました。現在私立園では580名の定員割れが起きています。私立の定員割れを補助する『私立保育所特別助成』を見直し（2018年2月保健福祉常任委員会）、助成対象を開設後5年までの保育園に限定しました。区内に12か所作られた乳児のみ受け入れる小規模保育事業所は、定数に対しての充足率が0歳児で4割、1、2歳児で5割です。園の運営に支障をきたすことは明らかです。

区は待機児解消のために役割を担ってきた私立認可保育園を守る責任があります。いつでも安心して子どもを預けられるためには、一定の空きは必要です。

定員割れに伴う特別助成の開設5年以下の規定を削除すること。

答弁を求めます

今年にはコロナ禍のもとで自粛され、延長保育の利用人数も減っています。実績に基づいて算定される延長保育事業への区費補助に影響します。

今年度の延長保育事業への区費補助については、コロナ禍の4、5月の実績を参考にするのではなく、前年度と同額の金額を補助すること。
答弁を求めます

【区長答弁】

次に、私立認可保育園の安定した運営についてのお尋ねです。

まず、特別助成の期間の見直しについてです。

特別助成の期間につきましては、運営の安定化に必要な期間として、5歳児クラスまでの学齢進行の期間や、多くの施設が開設後6年目以降に積立金が増加し、運営が安定している状況を踏まえ、5年間としております。

区は、このほかにも国が定める運営費に加えて、私立認可保育園の建物賃借料補助など、様々な補助制度により私立認可保育園をきめ細かく支援しており、特別助成の対象期間については適切なものと考えております。

最後に、延長保育事業に対する補助金額についてのお尋ねです。

私立認可保育園に対する延長保育補助金は、延長保育を実施するために必要な経費を補助する制度です。

補助額については、4月及び5月の延長保育の実施時間や利用児童数の実績に応じて補助額を決定しておりますが、年度の途中で延長保育の利用児童が増加した場合は補助額を増額するなど柔軟な対応をしております。

本年4月及び5月につきましては、保育園の登園自粛を強く要請していたことから利用児童数は少ない状況ですが、6月以降の利用児童数の利用実績に応じて適切に対応してまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

教育に係わる問題については、教育長から答弁いたします。

9 安心・安全の学校づくりについて

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、小・中学校では6月の学校再開時に分散登校が実施され、ほんの束の間、悲願の「少人数学級」が実現しました。日ごろ最大40人の学級を担任している教師たちが少人数学級を体験し、心地よさを実感してしまったのです。「一人一人の机を回り、ノートを見て理解しているか確

かめられた」「それぞれのペースに合わせられる」「早く！と言わなくてよくなり、子どもは焦らなくてよくなる」と、子どもと教員のゆとりの好循環が生まれ、日々の丁寧な対応に繋がりました。

文科省は中央教育審議会の中間まとめで「少人数学級を可能とするための指導体制や施設整備を図る」ことを盛り込み、全国知事会など3団体は「少人数編成を可能とする教員の確保」を盛り込んだ提言を発表。

さらに、政府の骨太方針でも「安全・安心な教育環境を確保しつつ、学びを止めない重要性」が強調され、少人数指導によるきめ細かな指導体制の構築が明文化されました。今、社会は少人数学級へと動いています。

港区として、少人数学級を実現すること。

答弁を求めます。

日本教育学会は学びの遅れや学力の格差拡大、子どものストレスに応えるケアの体制をつくる必要があるとし、教職員を思い切って増やすことを提言しています。

港区として、教職員を増員すること。

答弁を求めます。

ソーシャルディスタンスが叫ばれる中、40人学級では1mの距離をとることは不可能です。(8メートル四方の教室に40人の子どもが座ると、机と机の通路の幅は30センチとされています。)港区教育委員会が6月24日に出した「学校運営に関するガイドライン」ではソーシャルディスタンスについて全く触れられていません。大問題です。現在、18校ある小学校は全部で302学級あります。41人学級1、40人学級2、35人以上が94、30人以上は121で、70%以上が30人以上の密状態の中で授業を受けています。これでは子どもたちの安全は守られません。

私たち共産党議員団は、7月27日に教育長と懇談し、学校での感染対策の拡充を求めました。

懇談の中で、「コロナ感染予防対策は、学校任せではなく港区教育委員会主導でやるべき」「それぞれの学校の対策をもっと共有すべき」と提案したところ、8月24日に「幼稚園、小・中学校における特徴的な感染症対策」として各学校の取り

組みをまとめ、情報提供されました。

①港区のガイドラインに密を避ける対策、距離をとる対策を明記すること。

②港区として、教室数を増やすこと。プレハブ建設も含めて検討すること。また、空いている教室の有効利用を積極的に検討すること。

答弁を求めます

学校によっては、コロナ禍のもとで1コマ30分授業を一日8コマこなしている所もあります。これでは内容の濃い授業は出来ず、次の授業の準備すらできません。政府の「学校再開ガイドライン」にも「児童生徒の負担が過重とならないように配慮する」とあり、学習指導要領の弾力化を認めています。

教育課程や授業時数の見直しは、児童生徒や教職員にとって無理を強いる時間割や授業日数の設定などは行わないこと。

答弁を求めます。

【教育長答弁】

ただいまの共産党議員団を代表しての熊田(くまだ)ちづ子(こ)議員のご質問に順次お答えいたします。

安全・安心の学校づくりについてのお尋ねです。

まず、少人数学級を実現することについてです。

国の定める1学級40人の学級編制の基準については、これまでも毎年、全国都市教育長協議会を通じて、国に対して少人数学級の早期実現を要望しております。

区独自での少人数学級を実施することは予定してございませんが、現在、国の中央教育審議会においても審議されていることから、今後も国の動向等を注視してまいります。

次に、教職員の増員についてのお尋ねです。

区立小中学校では、これまで区費講師を活用し、少人数やコース別の授業形態を工夫して児童・生徒の実態や教科の特性に応じたきめ細やかな指導を継続しております。

また、コロナ禍での学びの遅れへの対応として、教育委員会では、東京都の制

度を活用し、講師の追加配置や担任の補助をする学習指導サポーターの採用を進めるとともに、心のケアについては、学校からの要請を受けてスクールカウンセラーの配置日数を増やすなど、柔軟に対応しております。

教職員の人員配置については、国の定める基準に基づき、東京都が実施しているため、教職員の増員は予定しておりませんが、今後とも、国の学級編制及び教職員の定数の改善の動向等を注視してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてのお尋ねです。

区の学校運営に関するガイドラインには、施設ごとに規模や形状が異なるため具体的な数値の記載はございませんが、子ども同士の間隔を確保することや、登校時間をずらすなどの密を避ける取組についての具体的な事例を記載しております。7月には、各幼稚園、小・中学校に対して、各園校の実情に応じて、更なる密を避けるための取組を検討するよう指導するとともに、各園校の取組事例を今月2日開催の校園長会で情報共有をしております。

今後は、こうした新たな取組についても、記載するなど、適宜、ガイドラインを改訂してまいります。

次に、教室数の増加等についてのお尋ねです。

教育委員会は、児童数の増加に対応するため、普通教室に転用できる特別教室等の改修、増改築や仮設校舎の設置などを行っております。

また、感染防止を徹底するため、個々の学校の状況を踏まえ、常時の使用が見込まれない体育館やランチルームなどの広い部屋を教室として活用し、子どもたちの机・椅子を配置して授業を実施するとともに、飛沫防止の亚克力板を設置するなどの対応を行い、密を避ける取組を進めております。

今後とも、教室数の確保や有効利用について、学校と協議し、対応してまいります。

最後に、時間割や授業日数の設定についてのお尋ねです。

臨時休業により、授業時間数が例年と比べ少なくなることから、授業時間数を確保するため、教育委員会は夏季休業期間の短縮や学校行事の選定をしています。その上で、各学校に対して、学習指導要領に定められた標準授業時間数の履修を可能な限り目指しつつも、子どもや教員に過度な負担がかからないよう時間割の設定をすることなど、年間指導計画の見直しについて指導しております。あわせて、関連する複数の教科の内容を同時期に指導することで、指導内容を整理することができ、子どもがポイントを絞って学べるほか、教員の教材準備の時間短縮

による負担軽減の効果につながるなども助言しております。

引き続き、各学校の実態に応じたきめ細かい感染症対策を取る中で、充実した教育活動が展開できるよう支援してまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。